

# 振込規定

2022年1月4日 現在

ご依頼いただきました振込は、この規定によりお取扱いさせていただきます。

## 第一条（適用範囲）

振込依頼書またはインターネットバンキング若しくはモバイルバンキング（以下併せて「インターネットバンキング」といいます）による他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

## 第二条（振込の依頼）

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は当行の窓口営業時間内に受付けます。
- ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) インターネットバンキングによる振込の依頼は、次により取扱います。

① インターネットバンキングによる振込の依頼は当行所定の時間内に利用することができます。

- ② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ インターネットバンキングの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。
- ④ 当行はインターネットバンキングに入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備またはインターネットバンキングでの誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）をお支払ください。

## 第三条（振込契約の成立）

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) インターネットバンキングによる場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、取引明細等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付又は表示しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管又は保存してください。

## 第四条（振込通知の発信）

(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

② 当行所定取扱時間終了後に振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に、振込通知を発信することがあります。

#### **第五条（証券類による振込）**

他行小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

#### **第六条（取引内容の照会等）**

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなど調査をし、その結果を報告します。

(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。照会があった場合は、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合や不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第七条に規定する訂正または組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

#### **第七条（依頼内容の訂正・組戻し）**

(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を訂正する場合（当行が認める場合に限りです。）またはその依頼を取りやめる場合には、次の訂正又は組戻しの手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を訂正する場合には、組戻しの手続きにより取扱います。

① 訂正または組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込組戻・訂正依頼書」に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当行は訂正または組戻しの依頼内容に従って、訂正また組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻しされた振込資金は、当行所定の方法により返却します。

(2) 前項の訂正または組戻しの取扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却については、訂正また組戻しの依頼内容を相当の注意をもって確認のうえ手続きしたときは、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### **第八条（通知・照会の連絡先）**

(1) この取引において依頼人に通知・照会する場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不備等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

#### **第九条（手数料）**

(1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。

(2) 訂正または組戻しの受付にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、訂正または組戻しができなかった場合でも、訂正または組戻手数料は返却しません。

(3) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

#### **第十条（災害等による免責）**

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### **第十一条（譲渡、質入れの禁止）**

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### **第十二条（預金規定等の適用）**

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

#### **第十三条（規定の準用）**

本規定に定めのない事項については、当行の定める他の規定などに従い取扱います。

#### **第十四条（規定の変更）**

(1) この預金の各条項その他の条件は、民法 548 条 4 の規定により、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上